

伊是名村新型コロナウイルス感染症緊急対策

伊是名村事業者等家賃補助事業申請要領

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動など営業に影響を受けた事業者に対し、予算内で村内事業者の家賃の一部を支援する。

①対象事業者

伊是名村内において店舗・事務所等を賃借し、当該店舗において事業を営む中小企業等又個人事業主であって、次のすべてに該当するものとする。

1. 小売業・製造業・飲食業・サービス業・観光関連業を営む者
2. 1年以上継続して営業を行っている事業者であり、給付後も事業継続の意欲があるもの
3. 令和2年4月から令和2年5月の期間で前年同月と比べいずれかの月について売上げが2割以上減少している者。ただし、伊是名村事業者支援助成金の交付を受けている事業者については、算定時の基礎とします

4. 事業・営業の運営に必要な許認可を取得のうえ運営していること
5. 施設にかかわる賃貸契約を締結し、賃金の支払いを負担している賃貸人であること
6. 令和元年度の本村の公的業務（村税・使用料）の納付が果たされていること
7. 次のいずれにも該当しない者

イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第1条第2条に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）

ロ.暴力団員等と社旗的に非難されるべき関係にある者

ハ.暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人

ニ.役員のうち暴力団員等がいる法人

②補助金額

伊是名村内に借りた店舗・施設に係る令和2年4月及び5月の賃料が対象。

1村事業者につき、1階の申請とし、賃借人の代表者と店舗及び事業所等の所有者が同一人でないこととする。（共益費及び管理費を含む。敷金、礼金及び駐車場代は含まない。）対象となる賃料1ヶ月あたり、5万円以上を上限とした2ヶ月分とする。

上限に満たない場合は、その額とするただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

③申請期間・受付

村商工観光課窓口で申請受付しています。

申請期間は令和2年8月1日 から 令和2年9月30日（平日のみ）

④申請方法

伊是名村商工観光課へ提出書類を期間内に提出する。

⑤提出書類

補助金の支給を受けるには、伊是名村事業者等家賃補助事業交付申請書（様式第 1 号）と下記の書類を添付し提出する。

1. 施設にかかわる賃貸契約書・使用許可証の写し
2. 直近の確定申告書類または、住民税申告書等の控え等の写し
3. 法令等が求める営業に必要な許可等を取得している写し
4. 令和元年度の村税等に滞納がないことを証明する書類
5. 売上が減少した月がわかる書類（帳簿・通帳の写し等）
6. 支払いした賃借料が確認できる書類（納付書等）
7. 振込先金融機関口座通帳の写し
8. その他村長が必要と認める書類

⑥支給の決定及び支給方法

交付申請書を受理し、かつ提出書類が適切である間に止めた場合には速やかに伊是名村事業者家賃補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者へ通知し、指定の金融機関口座へ入金します。交付申請書および提出書類どちらか若しくは一方が適切でない判断した場合は、申請者に対し伊是名村事業者家賃補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）を申請者へ通知するものとします。

※補助金の決定を受けた後に虚偽の申請若しくは不当な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の一部返還もしくは全額返還していただきます。

⑦問い合わせ先

令和 2 年 8 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日 8 : 30~17 : 15

※土・日・祝祭日を除く

※12 : 00~13 : 00 を除く

伊是名村役場 商工観光課 電話 45-2534 FAX 45-2823